

「花巻市再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例」案の見直しについて

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーは平成24年に国が固定価格買取制度を創設して以来、導入が急速に進み、それに伴い、一部地域では災害、環境及び景観等に関する様々な問題が顕在化



花巻市独自の再エネ条例検討

制定検討の経緯	<ul style="list-style-type: none">・令和元年 実際に環境・景観への影響問題が発生した自治体による条例制定などの動きを踏まえ、国・県への法整備の要望を行うとともに、当市においても条例制定を検討・令和3年 素案作成、環境審議会開催、パブリックコメント実施 →国に法規制の動きがあり、動向を注視するため、制定を見送っていた	
条例案の概要	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電50kw以上、風力発電20kw以上、地熱発電を対象・事前協議、関係者への周知、協定の締結、事業計画の届出・抑制区域の指定、環境影響評価（アセスメント）の実施・罰則（事業計画の届出をしないとき など）	→ 抑制を主とした内容

※国・県への法整備の要望も継続実施

国・県の対応

- ・ R3 【国】 温暖化対策法改正（R4.4.1施行）
→環境省令と都道府県基準で除外区域等を規定し、事業の適地誘導を目的に促進区域制度創設
- ・ R4 【国】 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会での議論
【県】 岩手県地球温暖化対策実行計画改正（県によるゾーニング）
- ・ R5 【国】 あり方検討会での提言を踏まえ、森林法改正
→林地開発許可の対象となる開発行為の面積を変更
- ・ R6 【国】 再エネ特措法改正
→住民説明会の義務化等

制定の必要性を含めて市条例案の内容を検討するため、国・県の動向を注視



- ・ 法規制には至らず、既存法令の厳格化に留まる
- ・ 条例案に示した抑制区域については県実行計画によりほぼカバーされたが、促進区域や抑制区域の指定といったゾーニングだけでは不十分

- ・ R7 釧路湿原でのメガソーラー建設事案を受け、再び規制強化の動き

再エネ条例案の見直しにかかる検討

【令和7年度の国の動向】

- ・ R7.9.24 関係7省庁による「地域との共生に向けた対応を検討する関係各省連絡会議」開催
→法的に規制する施策を実行するとして、規制強化に向けた議論が本格化
- ・ R7.12.23 「大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」開催
→メガソーラーに関し、関係法令による規制を強化・徹底するための対策パッケージが示され、自治体向け説明会を行うとの説明
- ・ R8.4.14 自治体向け説明会として「再エネ地域共生連絡会議 全国会議」開催
→既存法令の規制の強化、自治体との連携強化、次世代太陽光発電の導入強化など、関係省庁連携の下、メリハリの利いた政策を速やかに実行していくとの説明があり、今後自治体との意見交換の場を設けるとされた

青森県地域
ワークショップ
(R7.10)

- ・ 「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」（R7.4月制定）では、段階的なゾーニングと住民との合意形成プロセスがポイント
- ・ 実効性を担保するため青森県再生可能エネルギー共生税条例を同時制定

規制・抑制→誘導

環境審議会会長より
(R8.4)

- (国の対策パッケージの公表を受けてのご意見)
- ・ 中東情勢によるオイル供給不足により、今後は再エネの促進に向かうと思われ、潮目が大きく変わったことから、条例の制定については様子を見たほうがよい
- ・ 現在、国において不適切事案に対する法的規制の強化として、環境アセスメントの見直しを検討中
- ・ 国の動きに加え、技術革新を見据えて条例案の検討をする必要がある



【今後の方向性】

- ・ 国・県の動向を注視し、市が制定する必要性も含めて条例案について再度検討
- ・ 審議会の意見を伺いながら、青森県等、他自治体を参考に、当市に合った方法を研究
- ・ 条例制定が必要と判断した場合は、再度市民参画の手続きを計画から行う